

現所有者申告書について

この度のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。被相続人の手続きについて御案内します。なお、本状と行き違いで本申告書を提出済の場合は、大変恐れ入りますがこちらの申告書は不要ですので破棄していただきますようお願いいたします。

1 現所有者について

固定資産税・都市計画税（以下、「固定資産税」という。）は、賦課期日（毎年1月1日）現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方（以下、「所有者」という。）に課税することになります。

所有者がお亡くなりになられた場合には、その土地又は家屋を現に所有している者（現所有者）が、固定資産税の納税義務者となります。所有者が個人の場合、主に相続人等の承継人がこれに該当します。

2 現所有者申告について

- (1) 現所有者は、津市市税条例第74条の3の規定により、現所有者であることを知った日の翌日から4か月以内に申告しなければなりません。
- (2) 現所有者（相続人）が複数いる場合は、代表者を選んでいただきます。（代表者が選任されたとしても、当該固定資産は相続人全員の共有に属することから、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。）
- (3) 賦課事務に係る処理の都合上、3月中の受付に関しましては時期により翌年度の納税通知書に反映がされない場合があります。お早めに御提出いただきますよう御協力をお願いいたします。
- (4) 相続登記等の手続きが完了している場合は、この申告の必要はありません。
- (5) この申告は納税義務者を変更するもので、相続登記や相続税の申告とは一切関係ありません。相続登記につきましては、すみやかに法務局で手続きをしていただきますようお願いいたします。相続登記後は、賦課期日において、新たに登記簿に登録された所有者が、納税義務者となります。

※ 登記されていない未登記家屋の所有者変更については、資産税課において、別途「未登記家屋に係る所有者の変更届」の御提出をお願いします。

3 申告書の書き方・提出方法

- (1) 添付の記入例を参考に記入してください。
- (2) 現所有者（相続人）が複数いる場合は、現所有者の中から代表者を1名選び、代表者の欄にその方の氏名（ふりがな）、住所（郵便番号）、被相続人からみた続柄、電話番号、個人番号（わかる場合のみ）を記入してください。なお、代表者は市内在住者が望ましいです。自署でない場合は、記名と押印が必要です。
- (3) 代表者以外の現所有者（相続人）の欄には、代表者以外の相続人全員の氏名（ふりがな）、被相続人からみた続柄、住所（郵便番号）、個人番号（わかる場合のみ）を記入してください。自署でない場合は、記名と押印が必要です。
- (4) 申告書は、郵送もしくは資産税課又は資産税課分室の窓口へ御提出ください。各総合支所市民福祉課の窓口へ御提出いただいてもかまいません。

4 注意事項

- (1) 口座振替を希望される方は津市内に本店・支店をかまえる金融機関等の窓口で手続きが必要となります。金融機関での手続きは、翌年度の納税通知書がお手元に届いてからでないとできません。
- (2) 所有権移転登記（相続登記）については、津地方法務局（059-228-4372）に御相談ください。

御不明の点は下記までお尋ねください。

- 津市政策財務部資産税課（本庁舎2階）
〒514-8611 津市西丸之内23-1 TEL 059-229-3131（土地）・3132（家屋）
- 津市政策財務部資産税課分室（ポルタひさい内久居庁舎3階）
〒514-1192 津市久居新町3006 TEL 059-255-8826

受付印

現所有者申告書

令和 年 月 日

(あて先) 津市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」(相続人)として、津市市税条例第74条の3の規定により、下記のとおり申告します。

代表者 現所有者(相続人)の	ふりがな	つし たろう		被相続人からみた続柄	長男 自署でない場合は、押印が必要です
	氏名 (名称)	津市 太郎 (TEL) 123- 456 -7890			
	住所 (所在地)	〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号			
	個人番号 (法人番号)				
(被相続人) 固定資産課税台帳に登録されている所有者	氏名	津市 一郎		わかる場合のみ記入してください	
	死亡時の住民登録地	津市西丸之内 23 番 1 号			
	死亡年月日	令和 △△年 ○月 ×日			
代表者以外の 現所有者(相続人)	ふりがな	住 所 地		被相続人からみた続柄と個人番号(法人番号)	
	氏名 (名称)	(所 在 地)			
	つし はなこ 津市 花子	〒514-8611 津市西丸之内 23-1		妻	
	ひさい はるこ 久居 晴子 (久居)	〒514-1118 津市久居新町 3006		長女	

※この申告と登記(相続登記等)が両方なされた場合は、登記が優先されます。
 ※自署でない場合は、記名と押印が必要です。

現所有者申告書

令和 年 月 日

(あて先) 津市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」(相続人)として、津市市税条例第74条の3の規定により、下記のとおり申告します。

現所有者 (相続人) の 代表者	ふりがな		被相続人から みた 続柄	
	氏名 (名称)	(TEL)		
	住所 (所在地)	〒		
	個人番号 (法人番号)			

(被相続人) 固定資産課税台帳に登録されている所有者	氏名			
	死亡時の 住民登録地			
	死亡 年月日	年 月 日		

代表者以外の 現所有者 (相続人)	ふりがな	住所 (所在地)	被相続人から みた続柄と 個人番号 (法人番号)
	氏名 (名称)		
		〒	
		〒	
		〒	
		〒	
		〒	

※この申告と登記(相続登記等)が両方なされた場合は、登記が優先されます。

※自署でない場合は、記名と押印が必要です。